

※内容については、6月17日現在の情報を掲載しています。
イベントなどについて、中止や延期、内容などが変更と
なっている場合がありますので、ご注意ください。

くらしのガイド

市や国、道からのお知らせ



くらしと 住まい



防災行政無線などの 情報伝達訓練を実施します

実際の災害と間違われないうご注意ください。また、状況により中止することがあります。
日時 7月24日(水)14時ごろ
※聞き逃し確認(☎0193)
総務G(☎01130)

忘れずに納めましょう

- ①国民健康保険税(普通徴収第2期)
 - ②介護保険料(普通徴収第1期)
 - ③後期高齢者医療保険料(普通徴収第1期)
- 納期限 7月31日(水)
※PayPayやLINEPay、クレジットカードでの納付の場合、領収書は発行されません。

○夜間・休日納付相談

日時 7月12日(金)19時まで、13日(土)9時～16時
場所 国民健康保険グループ
①：国民健康保険G(☎01771) ②：高齢・介護G(☎05720) ③：年金・長寿医療G(☎02137)

マイナンバーカードの 申請を支援しています

場所 市民サービスグループ、
驚別支所、登別支所
○出張受付も行っています
場所 事業所やサークル活動、
自宅など
※出張日は希望に添えない場合があります。
※初めてマイナンバーカードを申請する方が対象です。
申し込み 出張希望
日の7日前までに
申し込みフォーム 
または電話で市民サービスG
(☎01855)

国民年金保険料の『免除制度』と 『納付猶予制度』をご存じですか

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難なとき、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度です。

【免除制度】

保険料の免除は前年の所得に応じて次の区分で行います。

	全額	4分の3	半額	4分の1
免除額	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円
保険料	0円	4,250円	8,490円	12,740円

※一部免除は、保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除される制度です。納付しなかった場合、その期間の免除が無効となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されないほか、障がいや死亡など不慮の事態が生じたとき、年金を受けることができません。

【納付猶予制度】

50歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、保険料の納付を猶予する制度です。

猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

○手続きに必要なもの

基礎年金番号が分かるもの、退職(失業など)で納付が困難な方は、『雇用保険被保険者離職票』または『雇用保険受給資格者証』の写し

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※免除制度、納付猶予制度が承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※免除制度・猶予制度は、過去2年1カ月分までさかのぼって申請ができます。

問い合わせ 年金・長寿医療グループ

(☎02137)

室蘭税務署からのお知らせ

7月10日(水)以降、室蘭税務署の内部事務(申告書の入力や審査など)は業務センターで集約処理しますので、申告書や申請書、その添付書類などを書面で提出するときは、札幌国税局業務センター函館分室(〒040-8505函館市中島町37-1)に郵送ください。
なお、e-Taxにより提出する場合は、室蘭税務署へ送信ください。また、納税証明書、納税証

口対応は、従来とお

り室蘭税務署で行います。
問 室蘭税務署(☎04151)

労働保険の手続きは電子 申請をご活用ください

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届け出ができます。また、納付には口座振替や電子納付が便利です。
電子申請手続はe-Gov(https://shins.e-gov.go.jp/)、労働保険関係手続(一部除く)はG-ESSIDを利用して手続きができます。
問 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課(☎03-5253-1111)

露店などで火器などを使用する ときは届出が必要です

発電機、ガスこんろ、炭火こんろ、電気こんろなどを使用する露店などを開設しようとするときは、事前に消防署に届け出が必要です。

また、火器のそばに消火器を設置する必要があります。
※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 消防署警備グループ(☎02551)

花火で遊ぶときは

- 風が強いときはやめる
- 花火を人に向けてない
- 燃えやすい物がある場所ではない
- 消火用の水バケツを用意する
- 終わったら、完全に消火をし、後始末をする